

24高教互第102号
平成25年3月19日

各所属所長 様

財団法人高知県教職員互助会理事長
(公印省略)

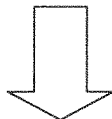
互助会給付の請求期限の変更について

日頃から当互助会の運営について、ご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。さて、当互助会は平成25年4月1日に一般財団法人に移行する予定ですが、この法人移行に伴い、給付の請求期限が下記のとおり変更されます。この変更は平成25年4月1日以降に事実の発生した給付に適用されますので、所属所において会員の皆様にご周知いただきますようお願いいたします。

記

旧

給付等の請求は、その原因である事実の発生した日から満2年以内にしなければならない。



新

給付の請求は、その原因である事実の発生した日の翌日から3年以内にしなければならない。

例 入学祝金の場合

入学祝金は4月1日が事実の発生した日となりますので、

旧

平成24年4月入学の場合は、平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

新

平成25年4月入学の場合は、平成25年4月2日から平成28年4月1日まで

※ 上記の入学祝金だけでなく、他の給付（出産祝金、死亡弔慰金及びその他の給付）も同様に変更になります。

なお、今回の変更は、平成25年4月1日以降に請求権が発生したものが対象となりますので、平成25年3月31日までに請求権が発生しているものについては従来のとおりです。